様式第２号の１－①【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の１－②を用いること。

学校名	九州看護福祉大学
設置者名	学校法人熊本城北学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
看護福祉学部	看護学科	夜・通信	4	0	114	118	13	
	社会福祉学科	夜・通信			99	103	13	
	社会福祉学科 介護福祉士ｺｰｽ	夜・通信			168	172	13	
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学科	夜・通信			115	119	13	
	鍼灸ｽﾎﾟｰﾂ学科	夜・通信			134	138	13	
	口腔保健学科	夜・通信			109	113	13	
（備考）全学共通科目「カウンセリング論」、「生命倫理」								

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ（https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/）

３．要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	九州看護福祉大学
設置者名	学校法人熊本城北学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ（https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/）

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	玉名市長	2023年12月22日～2025年12月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	荒尾市長	2023年12月22日～2025年12月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	玉東町長	2023年12月22日～2025年12月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	玉名郡市医師会長 河野医院 院長	2024年9月25日～2025年12月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	宗教法人蓮華院誕生寺 宗務長	2023年12月22日～2025年12月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	玉名商工会議所 会頭 株式会社やましょう不動産 代表取締役	2024年3月22日～2026年3月21日	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	独立行政法人くまもと県北病院 理事長	2024年5月25日～2026年5月24日	組織運営体制へのチェック機能
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	九州看護福祉大学
設置者名	学校法人熊本城北学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

シラバスの作成過程

① 教務委員会でシラバス作成要項等を確認し、教務委員長から教務委員へシラバス内容のチェック作業を委嘱
② ①の要項を基に教員がシラバスを作成
③ 教務委員でシラバス未作成分の催促及びシラバス内容のチェック
④ 公表

シラバスの作成・公表時期

作成：12 月～2 月
公表：3 月

授業計画書の公表方法	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

評価対象者

当該授業科目に定められた授業回数（定期試験を除く）の 3 分の 2 以上の出席回数を有し、レポート等課せられたものを提出した者

単位の授与

シラバスで事前に設定した成績評価の方法・基準により、各学生（評価対象者）の学修成果の評価を行い、単位を授与している。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

成績評価基準

授業科目の試験の成績は、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤの４種の評語をもって表し、Ａ（100～80 点）、Ｂ（79～70 点）、Ｃ（69～60 点）を合格とする。

ＧＰＡ制度

成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆる Grade Point Average に相当するもの。以下「ＧＰＡ」という。）を用い、予め設定された以下の計算式によって算出する。

$$\text{ＧＰＡ} = \frac{\text{［（科目の単位数）×（その科目で得たグレードポイント）］の総和}}{\text{登録科目総単位数}}$$

グレードポイントは、Ａを 4、Ｂを 3、Ｃを 2、Ｄを 0 とする。また、再試験合格の結果、単位の認定を受けたものをＣ1 とし、1 のグレードポイントを与える。

ＧＰＡ対象科目

以下に掲げるもの以外の､100 点を満点として成績評価される全ての授業科目とする。

① 評点を示さず、認定または修了によって単位を修得した科目
② 本学以外で修得した科目を本学の単位として認めた科目
③ 他大学等との単位互換で修得した科目
④ 卒業要件外の科目
⑤ 履修登録取消しの手続きをした科目

ＧＰＡの種類

ＧＰＡは、当該学期に履修したＧＰＡ対象科目について、学期ＧＰＡ及び通算ＧＰＡに区分して計算し、計算値は小数点以下第 2 位を四捨五入して表記する。学期ＧＰＡは、当該学期に履修登録した授業科目で、当該学期に成績評価を受けた授業科目を対象に算出する。通算ＧＰＡは、入学時から対象となる学期までに履修登録し、成績評価を受けた授業科目を対象に算出する。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学では、基本理念と教育方針に沿った授業科目を履修し、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して「学士」の学位を授与します。

１．「こころ」豊かな人間性を培い、生涯に亘って専門性を追究し自己研鑽に努める能力。

２．基礎から積み上げた体系的な教養を身につけ、論理的・学際的思考力を涵養しつつ、課題を探求し問題を解決できる能力。

３．保健・医療・福祉専門職として、その分野のニーズに対応できる高い知識と優れた技術を身につけ、臨床・研究領域において新しい学際的知見を積極的に取り入れる能力。

４．他職種と連携、協力しながら対象者の個性を尊重した支援ができる能力。

卒業の要件、卒業判定の手順

以下の要件を満たしている者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

① 本学に４年以上在学していること

② 授業料その他納付金を完納していること

③ 所定の授業科目を履修し、所定の単位数（以下の表を参照）を修得していること

学部	学科	修業年限	必要修得単位数	科目区分ごとの修得単位数	
				必修	選択
看護福祉学部	看護学科	４年	124 単位	104 単位	20 単位
	社会福祉学科	４年	124 単位	18 単位	106 単位
	社会福祉学科 介護福祉士ｺｰｽ	４年	137 単位	109 単位	28 単位
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学科	４年	131 単位	123 単位	８単位
	鍼灸ｽﾎﾟｰﾂ学科	４年	126 単位	99 単位	27 単位
	口腔保健学科	４年	124 単位	98 単位	26 単位

（令和７年度教育課程）

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

様式第２号の４－①【⑷財務・経営情報の公表（大学・短期大学・高等専門学校）】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の４－②を用いること。

学校名	九州看護福祉大学
設置者名	学校法人熊本城北学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
財産目録	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
事業報告書	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

２．事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：　　対象年度：　　）
公表方法：
中長期計画（名称：第三次中期経営計画　　対象年度：令和７年度～令和８年度）
公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

３．教育活動に係る情報

（１）自己点検・評価の結果

公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

（２）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/jihee/

（３）学校教育法施行規則第 172 条の２第１項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名　看護福祉学部
教育研究上の目的（公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/）
（概要） 看護福祉学部は、保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ残存能力や機能を生かしたケアの理念に基づく「看護・リハビリと福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/）
（概要） 九州看護福祉大学は、基本理念と教育方針に沿った授業科目を履修し、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して「学士」の学位を授与します。 1.「こころ」豊かな人間性を培い、生涯に亘って専門性を追究し自己研鑽に努める能力。 2.基礎から積み上げた体系的な教養を身につけ、論理的・学際的思考力を涵養しつつ、課題を探求し問題を解決できる能力。 3.保健・医療・福祉専門職として、その分野のニーズに対応できる高い知識と優れた技術を身につけ、臨床・研究領域において新しい学際的知見を積極的に取り入れる能力。 4.他職種と連携、協力しながら対象者の個性を尊重した支援ができる能力。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/）
（概要） 九州看護福祉大学は、建学の理念に沿った保健・医療・福祉活動についての研究を推進し、ディプロマポリシーを踏まえた人材を育てるために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成し、アクティブラーニング等を用いた質の高い教育に取り組みます。 1.幅広い教養と豊かな人間性を涵養するために「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成される「共通科目」を設置する。 2.保健・医療・福祉領域の専門的知識を包括的に学び、他職種との連携、協力ができる基盤を形成するために「共通専門科目」を設置する。 3.専門職として不可欠な科目を体系的に学び、論理的思考力、課題探求力、問題解決力を高め、また高度な専門的知識を有する専門職として卓越した実践力を身につけるために「専門科目」を設置する。 4.保健・医療・福祉領域の専門的知識・技術を修得して、教育現場やスポーツ指導そして生活習慣病対策や健康づくり指導など幅広い分野においても活躍できる人材を養成するために「教職関係科目」や「自由選択科目」を設置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/）
（概要） 九州看護福祉大学は、ただ病を治すことだけではなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくりだすこと、そのための全人的援助を多職種協働による統合的活動として実践できる人材の育成を建学の理念に掲げています。将来にわたって、人間の尊厳に基づく豊かな教養と高度な専門的知識・技能を備え、保健・医療・福祉のスタッフとして活動するとともに、熊本県城北地域をはじめ広く社会に貢献できる質の高い専門職養成を目指しています。 以上の観点から、本学は次のような人を求めています。 ・修学に必要な基礎学力を持ち、科学的探究心と情報発信力を備えている人 ・論理的思考力を基盤として、柔軟性に富んだ判断力を身につけることのできる人 ・人間の尊厳を重んじ、保健・医療・福祉を生涯の学びの場とする学習意欲を持っている人 ・ヒューマン・ケアのチームの一員として協調的に人間関係を築くことのできる人

・地域社会や人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を受け入れる寛容性を持てる人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a.教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
－	3 人	－					3 人
看護福祉学部	－	25 人	12 人	21 人	19 人	1 人	78 人
基礎･教養教育研究センター	－	2 人	1 人	1 人	人	人	4 人

b.教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
0 人	80 人	80 人

各教員の有する学位及び業績（教員データベース等）	公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/

c.ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

教育・研究の質向上、改善を目的として、FD 委員会を設置し FD 研修会を実施している。令和 6 年度は、様々な実施形態（オンデマンド,アーカイブス,対面）で研修プログラムを作成し、研修要件を設けて実施した。

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a.入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員(a)	入学者数(b)	b/a	収容定員(c)	在学生数(d)	d/c	編入学定員	編入学者数
看護福祉学部	330 人	330 人	100%	1320 人	1203 人	91.1%	0 人	0 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	330 人	330 人	100%	1320 人	1203 人	91.1%	0 人	0 人

（備考）

b.卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
看護福祉学部	272 人（100%）	6 人（2.2%）	240 人（88.2%）	26 人（9.6%）
	人（100%）	人（　%）	人（　%）	人（　%）
合計	272 人（100%）	6 人（2.2%）	240 人（88.2%）	26 人（9.6%）

（主な進学先・就職先）（任意記載事項）
熊本大学病院、済生会熊本病院、西日本病院、熊本赤十字病院等

（備考）

c.修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
看護福祉学部	322 人 (100%)	256 人 (79.5%)	30 人 (9.3%)	35 人 (10.9%)	1 人 (0.3%)
	人 (100%)	人 (　　%)	人 (　　%)	人 (　　%)	人 (　　%)
合計	322 人 (100%)	256 人 (79.5%)	30 人 (9.3%)	35 人 (10.9%)	1 人 (0.3%)

（備考）中途退学者のうち、職業変更のため転学を選択した者や就職を希望して退学した者がいた。

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

ホームページ（https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/）及び学務情報システムにてシラバスを公開している。

シラバスには、授業形態、授業のねらい、授業の展開計画、履修上の注意事項、評価方法、教員等の実務経験内容（有の場合）、テキスト・参考文献などを掲載している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）

１．評価の方法

成績の評価は、各学期末に行う。ただし、通年科目は学年末とする。

２．評価の基準

成績の評価は、次の基準による。

評　価	A	B	C	D
評　点	100点から 80点まで	79点から 70点まで	69点から 60点まで	60点未満
判　定	合　格			不合格

３．ＧＰＡ制度

成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として総合平均点（いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「ＧＰＡ」という。）を用い、以下の計算式によって算出する。

$$\text{ＧＰＡ} = \frac{[\ (\text{科目の単位数})\ \times\ (\text{その科目で得たグレードポイント})\ ]\ \text{の総和}}{\text{登録科目総単位数}}$$

グレードポイントは、上記表中のＡを４、Ｂを３、Ｃを２、Ｄを０とする。また、再試験で単位の認定を受けたものをＣ１とし、１のグレードポイントを与える。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（任意記載事項）	履修単位の登録上限（任意記載事項）
看護福祉学部	看護学科	124 単位	有・無	48 単位※
	社会福祉学科	124 単位	有・無	48 単位※
	社会福祉学科 介護福祉士コース	137 単位	有・無	48 単位※
	リハビリテーション学科	131 単位	有・無	48 単位※

	鍼灸ｽﾎﾟｰﾂ学科	126 単位	有・無	48 単位※
	口腔保健学科	124 単位	有・無	48 単位※
※ただし、卒業要件外等の一部科目及び前年度（1 年生は前学期）の GPA が 3.5 以上の者は、上限を超えて履修登録することができる。				
ＧＰＡの活用状況（任意記載事項）	公表方法：成績不振者に対する学修指導			
学生の学修状況に係る参考情報（任意記載事項）	公表方法：			

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/campuslife/facilities/ 2026 大学案内(本学 HP 等から資料請求)

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料（年間）	入学金	その他	備考（任意記載事項）
看護福祉学部	看護学科	950,000 円	200,000 円	305,000 円	実験実習料、施設設備資金
	社会福祉学科	600,000 円	200,000 円	265,000 円	実験実習料、施設設備資金
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学科	950,000 円	200,000 円	350,000 円	実験実習料、施設設備資金
	鍼灸ｽﾎﾟｰﾂ学科	950,000 円	200,000 円	305,000 円	実験実習料、施設設備資金
	口腔保健学科	600,000 円	200,000 円	265,000 円	実験実習料、施設設備資金

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

【オフィスアワー】

授業、履修及び学生生活等に関する学生の質問や相談に応じるため、専任教員が特定の時間帯に研究室に待機するオフィスアワー制度を設けている。

【初年度納付金の延納・分納制度】

入学手続きの際、本学では入学金と前期授業料等の納入が必要となる。納入期限までに入学金を除く授業料等の納付が困難な場合、申請し許可を受ければ延納または分納することができる。

【入学金返還制度】

学部学生で、父母又は兄弟姉妹が本学学部の卒業生、在学生に兄弟姉妹を有する場合は、納入した入学金を入学後に全額返還している。

【遠隔地出身者の帰省旅費支給制度】

親元から遠く離れて暮らす学生の帰省を支援する制度である。本学(熊本県玉名市富尾)から約 1,000Km 圏外(離島振興法等に指定される地域を含む)に保護者の居住地がある場合、帰省に必要となる交通費の全額を年１回支援している。

【奨学金制度】

学生が充実した学生生活を送るために、経済面から支援するものとして各種の奨学金制度がある。本学で取り扱っている奨学金の種類は、本学独自の奨学金制度（２年次以上の学部学生)、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の奨学金制度である。

【修学支援授業料減免制度】

学費負担者の経済的困窮度が高く修学が困難な学生に対して、授業料を減免することにより、学修意欲のある学生が経済的な理由で学業を諦めることなく、学業の継続及び修学の機会を保障している。本学が定める基準（２年次以上の学部学生、学業成績、学費負担者等の経済状況)を満たした者のうち、学内選考で特に経済的困窮度が高いとされる３０名程度に対して、所属学科の授業料の４分の１の額を免除している。

【入学特待生制度】

本学の一般選抜(前期日程)における得点が各学科で上位の者に対して、入学後に１年間の授業料の２分の１の額を免除している。毎年、学業成績等による継続審査が行われ、一定の基準を満たすことで継続して４年間の授業料の２分の１の額が免除される。

【一般特待生制度】

２年次以上の学部学生のうち、各学科における前年度の学業成績の上位者に対して１０万円を支給している。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

学生一人ひとりの希望に沿った就職を実現するために、教育職員・事務職員が一体となって学生の就職活動をサポートしている。また、全学科１年生から４年生まで年間を通して、「キャリアガイダンス」「実習前、就職活動マナーセミナー」「就職ガイダンス」「就職活動サポート講座」などのキャリア支援プログラムを準備し提供している。そして、「就職支

援室」では、就職に関するさまざまな資料を完備するとともに、履歴書、面接などの個別指導にも対応している。さらに、病院や施設、企業等から頂いた求人情報などを、学生へタイムリーに情報を提供する就職システムを整備している。
c.学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 学生の心身の健康維持・増進を図るため、健康診断、健康相談等の業務を実施している。また、不慮の疾病や怪我に対する応急処置を行うとともに、対人関係や学業、不安、抑うつなどのこころの相談をキャンパスソーシャルワーカー、保健師、看護師及びカウンセラーが行っている。また、障害学生を含めた全ての学生が、同等で質の高い教育を受けること並びに有意義な学生生活が送れるよう、その機会を保障している。障害学生に対する不当な取扱いを禁じ、障害学生が求める場面に応じた合理的配慮による支援を実施している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F143310111353
学校名（○○大学 等）	九州看護福祉大学
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人熊本城北学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		197人（ － ）人	182人（ 14 ）人	203人（ 18 ）人
内訳	第Ⅰ区分	114人	99人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅱ区分	44人	51人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅲ区分	30人	18人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	14人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				203人（ 18 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	－	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	－	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	－	人	人
計	－	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	14人	人	人
計	14人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。